

東かがわ市告示第92号

東かがわ市児童家庭相談管理システム導入委託業務プロポーザル審査会設置要綱を次のように定める。

令和7年6月10日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市児童家庭相談管理システム導入委託業務プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 東かがわ市児童家庭相談管理システム導入委託業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した相手方となる候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、本業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 提案書等の審査及び評価に関する事項
- (3) 受注候補者の特定に関する事項
- (4) その他プロポーザルの審査に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長、総務部長、市民部長、教育部長、総務課長及び財務課長の職にある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の審査終了までとする。

(委員長の職務等)

第5条 審査会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、本業務にかかるプロポーザルに参加している者(以下「参加者」という。)に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、自己及びその三親等以内の親族が、参加者の理事その他役員を務める場合は、審査に参加することができない。

(守秘義務)

第9条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、市民部こども家庭課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月10日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。